

広報 あぐい

2006 APRIL 4月1日号 毎月1日・15日発行

“スポーツ村で記録に挑戦”



3月11日、阿久比スポーツ村陸上競技場で第10回阿久比近郊リレーカーニバルが開かれました。会場には知多半島の小・中学生約700人が集まり、自己記録更新を目指してトラック種目やフィールド種目に挑戦しました。

— 主な内容 —

固定資産税評価替え.....	2 P	改正 介護保険制度	11 P
まちの話題.....	8 P	あぐいぶらり旅(村絵図を歩く).....	15 P
指定管理者制度が始まります.....	10 P	お知らせ.....	19 P

阿久比町
マスコットキャラクター



固定資産税

税金の話

三年に一度評価額を

見直します

固定資産税の土地と家屋の評価額は、三年に一度見直しを行います。平成十八年度は、この評価替えの年にあたります。

今回の評価替えと税制改正に伴う固定資産税課税の主な変更点について説明します。

土地編

宅地比準土地(宅地・雑種地など)の税額の算定方法が変わります

平成八年度まで宅地などの税負担は、大部分の土地の課税標準額(固定資産税を算定する基礎となる価格固定資産税額×課税標準額×税率1・4%)が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置が行われてきました。

平成九年度の評価替えからは、課税の公平の観点から、地域や土地によつてばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割

合)を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が行われています。宅地などについて負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによつて、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みです。

平成十八年度の評価替えの状況を見ると、負担水準の均衡化が進んでいます。依然として地域や土地によつてばらつきが残っています。

平成十八年度から二十年度までの税負担については、引き続き負担水準の均衡化を促進する措置をとります。

平成十八年度の税制改正で十八年度から二十年度までの宅地などの税負担の調整の仕組みが、従来の方法と変わりました。

固定資産税を算出する基礎となる課税標準額の求め方を図示すると次のようになります。

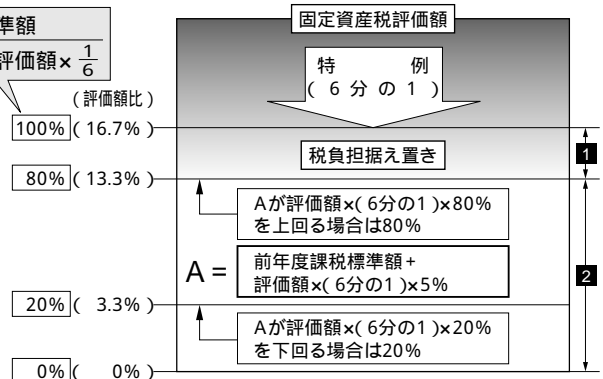
住宅用地(住宅用の宅地)

小規模住宅用地...200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は、住宅1戸当たり200㎡までの部分)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度(前年度)課税標準額}}{\text{平成18年度(当該年度)固定資産税評価額} \times \frac{1}{6}}$$

(評価額比)

- 負担水準が80%以上の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額(据え置き)
- 負担水準が80%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 + 平成18年度固定資産税評価額 × $\frac{1}{6}$ × 5%
[上限] 平成18年度固定資産税評価額 × $\frac{1}{6}$ × 80%
[下限] 平成18年度固定資産税評価額 × $\frac{1}{6}$ × 20%

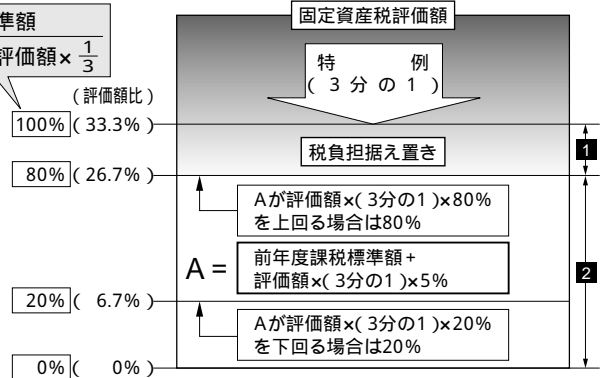


一般住宅用地...小規模住宅用地以外の住宅用地(住宅1戸当たり200㎡を超える部分)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度(前年度)課税標準額}}{\text{平成18年度(当該年度)固定資産税評価額} \times \frac{1}{3}}$$

(評価額比)

- 負担水準が80%以上の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額(据え置き)
- 負担水準が80%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 + 平成18年度固定資産税評価額 × $\frac{1}{3}$ × 5%
[上限] 平成18年度固定資産税評価額 × $\frac{1}{3}$ × 80%
[下限] 平成18年度固定資産税評価額 × $\frac{1}{3}$ × 20%

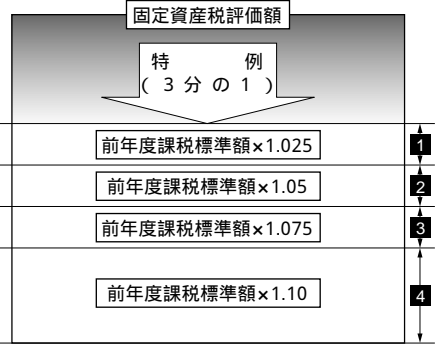


一般市街化農地(市街化区域内の田・畑)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度(前年度)課税標準額}}{\text{平成18年度(当該年度)固定資産税評価額} \times \frac{1}{3}}$$

- 1** 負担水準が90%以上の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.025
- 2** 負担水準が80%以上90%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.05
- 3** 負担水準が70%以上80%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.075
- 4** 負担水準が70%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.10

100%	(33.3%)
90%	(30.0%)
80%	(26.7%)
70%	(23.3%)
0%	(0%)



商業地等(非住宅の宅地、雑種地など)

- 1** 負担水準が70%を超える場合
平成18年度課税標準額 = 平成18年度固定資産税評価額 × 70%

例1 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 7,350,000円
 平成17年度税額102,900円
 負担水準 = 0.735(73.5%)
 平成18年度課税標準額
 = 10,000,000円 × 70% = 7,000,000円
 平成18年度税額98,000円
 (引下げ調整をして均衡を図ります)

- 2** 負担水準が60%以上70%以下の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額(据え置き)

例2 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 6,500,000円
 平成17年度税額91,000円
 負担水準 = 0.65(65%)
 平成18年度課税標準額
 = 平成17年度課税標準額 = 6,500,000円(据え置き)
 平成18年度税額91,000円

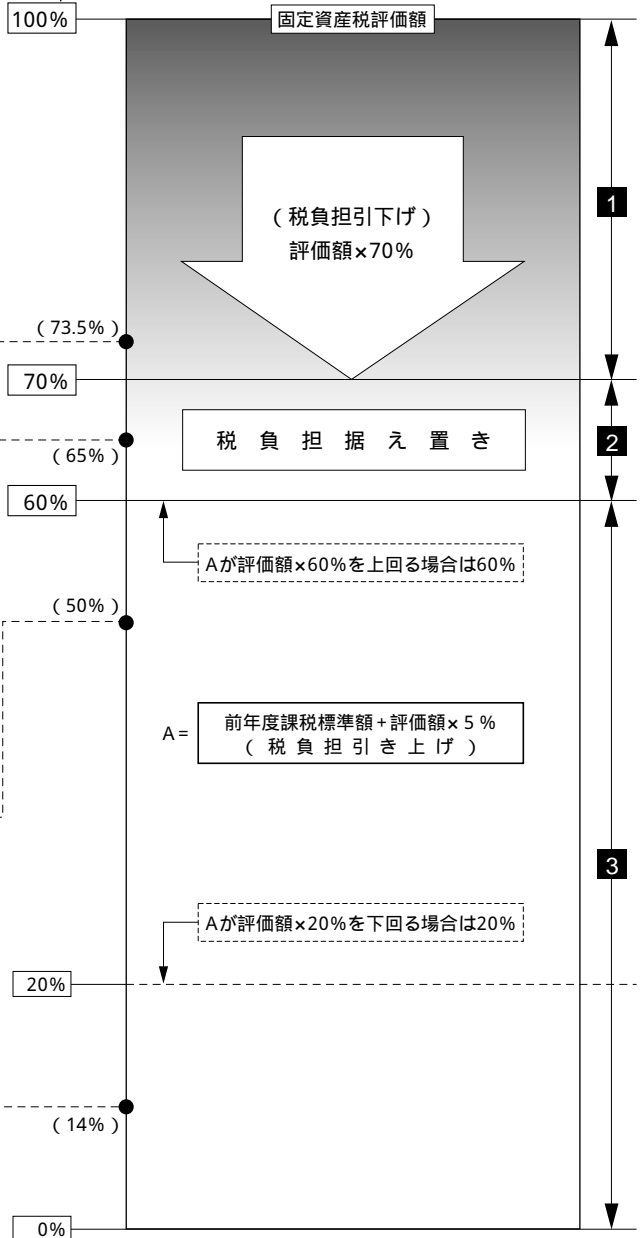
- 3** 負担水準が60%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 + 平成18年度固定資産税評価額 × 5%

[上限] 平成18年度固定資産税評価額 × 60%
 [下限] 平成18年度固定資産税評価額 × 20%

例3 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 5,000,000円
 平成17年度税額70,000円
 負担水準 = 0.5(50%)
 平成18年度課税標準額
 = 5,000,000円 + 10,000,000円 × 5%
 = 5,500,000円 平成18年度税額77,000円
 (引上げ調整をして均衡を図ります)
 地価は下落しましたが、課税標準額は上昇します

例4 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 1,400,000円
 平成17年度税額19,600円
 負担水準 = 0.14(14%)
 平成17年度課税標準額 + 平成18年度固定資産税評価額 × 5%
 (1,900,000円)が、
 下限の平成18年度固定資産税評価額 × 20%
 (2,000,000円)を下回っているため、
 平成18年度課税標準額 = 2,000,000円
 平成18年度税額28,000円

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度(前年度)課税標準額}}{\text{平成18年度(当該年度)固定資産税評価額}}$$



$$\boxed{\text{固定資産税額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}}$$

市街化調整区域内の宅地評価土地(宅地、雑種地など)の評価方法が変わります

阿久比町では、これまで市街化調整区域の宅地評価土地については、同じ状況類似地域(注1)内では、すべての宅地評価土地で標準宅地(注2)の価格からそれぞれの宅地の評価額を求める、その他の宅地評価法で評価してきました。

平成十八年度評価替えから、市街化調整区域のすべての路線に路線価を付設し、その路線価を基にそれぞれの宅地の価格を求める市街地宅地評価法(路線価評価法)に変更します。

市街地宅地評価法では、それぞれの宅地周辺の街路状況を詳細に考慮し、これまでよりも公平な固定資産税評価ができるようになります。

市街地宅地評価法とその他の宅地評価法の違いは下図のようになります。

(注1) 状況類似地域
固定資産税評価で宅地などの利用状況が共通な地域を区分した地域です。

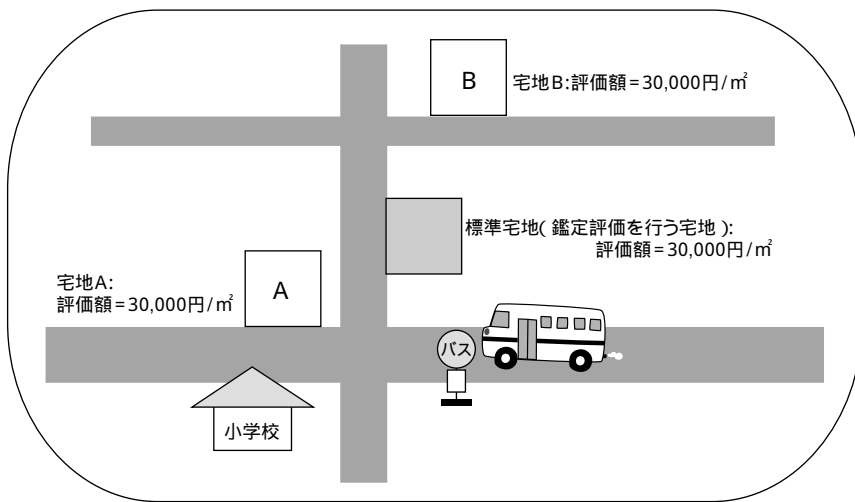
商業地域、住宅地域、村落地域などの用途の違い、幹線道路沿いやそれ以外の地域の違いなどで状況類似地域を分けています。

(注2) 標準宅地
地価公示や地価調査、不動産鑑定士による鑑定評価などを参考にその価格を決める宅地のこと。通常、それぞれの状況類似地域の中から標準的な宅地として一力選ばれます。

市街地宅地評価法では、それぞれの宅地周辺の街路状況を詳細に考慮し、これまでよりも公平な固定資産税評価ができるようになります。

市街地宅地評価法とその他の宅地評価法の違いは下図のようになります。

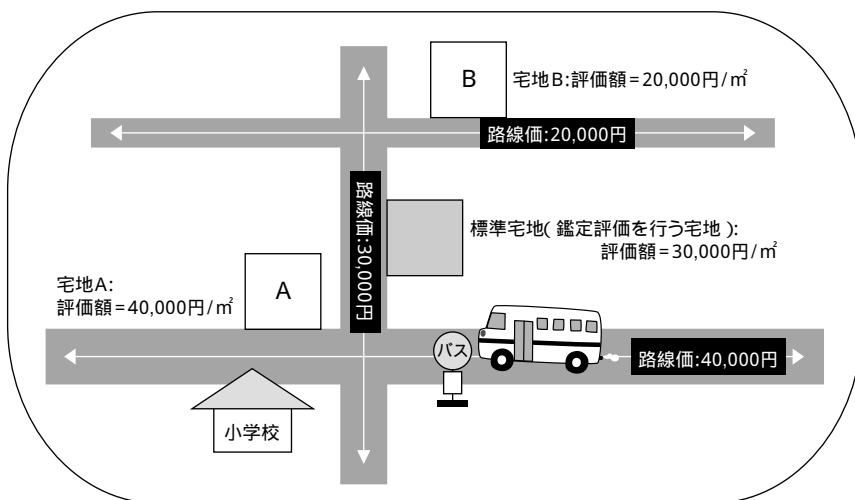
《その他の宅地評価法》



標準宅地の鑑定評価額が、30,000円/m²と決まると、道路の幅員や街路の状況に関係なく、同じ状況類似地域内の宅地A、Bの価格は、標準宅地と同じ30,000円/m²となります。

実際の課税では、それぞれの宅地の形状(間口・奥行など)による補正を考慮した価格となりますが、この例では、標準宅地、宅地A、宅地Bとも同じ正方形の形状であると仮定します。

《市街地宅地評価法》



標準宅地の鑑定評価額が、30,000円/m²と決まると、標準宅地の接面する路線(主要な路線)の路線価は、30,000円/m²となります。

同じ状況類似地域内の他の路線は、主要な路線の価格と比較して、それぞれの路線の幅員、駅やバス停、公共施設や商業施設からの距離など、街路の状況を考慮してその価格が決められます。

例えば、宅地Aの接面する路線は主要な路線に比べ、幅員が広く、小学校やバス停からも近いため、その価格は主要な路線より高くなり、宅地Bの接面する路線は、主要な路線に比べ、幅員が狭く、小学校やバス停からも遠いため、その価格は主要な路線より安くなります。

実際の課税では、それぞれの宅地の形状(間口・奥行など)による補正を考慮した価格となりますが、この例では、標準宅地、宅地A、宅地Bとも同じ正方形の形状であると仮定します。

家屋編

固定資産税の対象である家屋について評価替えが行われます。これは、在来家屋（平成十六年以前に建築された家屋）の評価額を評価替え時点（平成十八年）の価値に合うよう見直すことが目的です。家屋の評価額は、次のとおり算定されます。

固定資産税評価替え

問い合わせ先 税務課固定資産税係(48)1111(内218・231)

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

この再建築価格と経年減点補正率を見直すことが、家屋の評価替えの処理となります。

再建築価格

在来家屋を、平成十八年に建築するとした場合の価格をいいます。建築物価などの指数が反映されます。

今回の評価替えでは、三年前（平成十五年）の一平方メートル当たり価格に国の評価基準に基づき再建築費評価点補正率を乗じて算出されます。

再建築費評価点補正率

- ・木造家屋〇・九八
- ・非木造家屋〇・九五

経年減点補正率

家屋が建築されてからの年数の経過による価値の損耗を評価額に反映させるためのものです。家屋の構造などにより、国の評価基準に定められた経過年数に対応する補正率を適用します。

今回の評価替えでは、平成十五年からの三年分の経過年数を加えた補正率に見直しをします。

据置措置

家屋の評価替えを行った結果、平成十八年度の計算上の価格が、平成十五年度の価格を上回るものとなる場合は、評価額を平成十五年度の価格に据え置く措置がとられます。したがって、家屋の評価額が前年度より高くなることはありません。

固定資産税 Q&A

【土地】

問 私は、昨年（平成十七年）九月に住宅を壊しました。今年（平成十八年度分）から土地の税額が急に高くなったのですが、なぜでしょうか。

答 土地の上に一定の要件を満たす住宅があると、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税・都市計画税の税額が減額されます。しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更することにより、この特例の適用から外れることとなったためです。

【家屋】

問 私は、平成十四年八月に住宅を

新築しました。今年（平成十八年度分）から家屋の税額が急に高くなったのですが、なぜでしょうか。

答 新築の住宅に対しては、一定の要件にあてはまるときは、住宅床面積の二〇平方メートルまでを限度として、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から三年分（三階以上の中高層耐火住宅については五年分）に限り、固定資産税の税額が二分の一に減額されます。したがって、平成十五・十六・十七年度分については固定資産税額が減額されていたわけですが、平成十八年度からはこの軽減措置がなくなり、本来の税額となったためです。

固定資産税・都市計画税の 前納制度

固定資産税・都市計画税を、第一期分納期限の五月一日（月）までに、全期分まとめて前納すると、報奨金が年間の税額から差し引かれます。五月一日の納期限を過ぎると、報奨金制度の適用が受けられなくなります。注意してください。

納付書は、前納制度が利用できるように、全期と期別の二種類を送付しています。

口座振替を利用されている方は、五月一日（月）に振り替えますので預金残高を確認してください。

【国民年金】

保険料額が改正されます

平成十八年四月から平成十九年三月までの国民年金保険料は、月二百八十円引き上げられ、月額一万三千八百六十円となります。
国民年金保険料は、平成二十九年まで毎年度月額二百八十円引き上げられ最終的に月額一万六千九百円となる予定です。

【年金給付関係】

平成18年度の年金額は
○・三パーセント引き下げとなります

年金制度が変わります

平成十七年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス〇・三パーセントであったため、平成十八年度の年金額は、前年度より〇・三パーセント少ない額となります。
満額の老齢基礎年金の場合は、月額二百円ほど引き下げとなります。
四月分から新しい年金額となりますので、六月の定期支払（四月および五月分）から年金額が変更となります。

障害基礎年金と老齢厚生年金などを併せて受給できるようになります

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成十八年度から、六十五歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。

併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

問い合わせ先

- ・ねんきんダイヤル（年金被保険者） ☎0570(05)1165
- ・ねんきんダイヤル（年金を受給している方） ☎0570(07)1165
- ・半田社会保険事務所 ☎(21)2321

戸籍の窓口から

第四回 住民基本台帳カード

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は全国の自治体を専用回線で結び、全国共通の本人確認を行うシステムです。住基ネットを利用した主なサービスに住民基本台帳カード（住基カード）の交付があります。

住基カードとは何ですか

セキュリティの高いICカードです。大切なプライバシー情報を格納することができます。
このカードでインターネットによる行政手続きをすることができます。全国どこの市区町村でも住民票の交付が受けられます。

住基カードは、阿久比町に住民登録があり、希望される方に交付しています。

住基カードには二種類のタイプがあります

住基カードには「写真付き」と「写真なし」の二種類のタイプがあり、写真付きタイプには氏名、生年月日、性別、住所が印刷されます。写真なしのタイプには氏名のみが印刷され、どちらかを選ぶことができます。

写真付きカードは、公的な身分証明書として利用することができます。

住基カードを使ってインターネットによる行政手続きが行えます

平成十六年度以降順次さまざまな行政手続きが、住基カードを使いインターネットを利用して、二十四時間自宅などのパソコンから行うことができます。電子署名（書面での申請で署名や押印に相当する行為）が必要な手続きは事前に電子証明書の取得が必要です。

住基カードの作成方法

カードを作成する本人に窓口に来てもらう必要があります。その際に必要な物は、次のとおりです。

- ・本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した写真付きの証明書）
- ・印鑑（認印）
- ・交付手数料五百円
- ・写真（写真付きカードを申請する方のみ必要で、申請六カ月以内に撮影したもので無帽、正面、無背景でサイズは縦四・五センチ、横三・五センチのもの）

本人確認ができるものがない方は作成方法が異なります。詳しくは住民福祉課で問い合わせください。

問い合わせ先 住民福祉課

戸籍住民係 ☎(48)1111
(内225・224)

めざせ!ハッピーライフ あぐい21

健康日本21あぐい計画

問い合わせ先 環境衛生課保健係
☎(48)1111(内311・312)

『111111編』

「めざせ!ハッピーライフあぐい21」は、皆さんが自分自身の健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりに取り組めるように策定しました。今回は、その中の「こころ」について紹介します。

現代はストレス社会とも言われ、職場環境や人間関係など人々が日常生活の中で受けるストレスも大きくなっています。

精神的・身体的ストレスがたまる、心身ともに疲労するようになり、ひどくなると心身症やうつ病などの病気を引き起こします。

うつ病は「こころの風邪」ともいわれ、誰でもなる可能性がある身近な病気です。



ストレスに押しつぶされないうつ、対処法を身につけておくことが大切です。

みんなで目指す目標

おだやかな心で、生きがいを
持って生活できる

はじめの一步の取り組み



(20歳~39歳)

- ・ 適度な運動により、質の高い睡眠を得ます。
- ・ 午前零時前の就寝により、質の高い睡眠を得ます。



(40歳~64歳)

- ・ 一日に三十分以上、気分をリフレッシュさせる時間をつくりま
- ・ 悩みを相談できる場所を知り、必要に応じて活用します。



(65歳以上)

- ・ 自分に合った眠りやすい環境を整えます。
- ・ 自分なりのストレス解消法・趣味を持ちます。

ステップアップの取り組み

- ・ 生活のリズムを整えます。
- ・ 睡眠障害について理解し、生じた場合は早めに対処します。

みんなで達成しよう

	現状値	10年後の目標
悩みを相談できる人を持っている人の割合	80.8%	90.0%
趣味や生きがいを持っている人の割合	68.6%	75.0%
朝、すっきり目覚める人の割合	71.2%	80.0%

現状値は「健康日本21あぐい計画アンケート」による。

ストレスと上手に付き合うために

心身が疲れた時のサインを見逃さない。
規則正しい生活をする。
本音を話せる友人を持つ。
よく笑い、よく遊ぶ。
時には何もしない。

快適な睡眠を得るために

日中は元気に活動する。適度に運動する。
就寝前にコーヒー・紅茶などのカフェインやアルコールを飲まない。
軽い読書・音楽など、眠る前に自分なりの方法でリラックスする。
ぬるめのお風呂にゆっくり入るのもよい。
早寝早起きを心掛ける。

お詫びと訂正

3月15日号で「健康なんでも相談日」が4月21日(金)午前のみ実施となりましたが、この日は休みとさせていただきます。よろしくお願ひします。
お詫びして訂正します。

～まちの話題～

祝・卒業、卒園

町内の中学校(三月七日)と小学校(三月二十日)で卒業式、幼稚園(三月十七日)と保育園(三月二十五日)で卒園式が行われました。

中学校で二百四十二人、小学校で二百三十六人、幼稚園で四十九人、保育園で百七十八人が卒業や卒園をしました。

中学校の卒業式では、クラスごとに代表が担任の先生へお礼の言葉を述べ、感極まって言葉に詰まり、涙ながらにメッセージを読み上げる姿はとても感動的でした。

慣れ親しんだ学校や園と別れるのは寂しいことですが、これから始まる新しい生活に夢ふくらませ、それぞれの学び舎から多くの子どもたちが巣立って行きました。



卒業証書を受ける阿久比中學生徒

私たちは飛び立ちます 広い大空へ 未来を信じて



先生にお礼の言葉を述べる生徒代表

中学校卒業式



涙ぐむ生徒

希望の風に乗って 楽しい思い出いっぱい



在校生を前に卒業証書を受ける南部小学校児童

小学校卒業式



元気に卒園証書を受けるほくぶ幼稚園児

卒園式

オアシススケッチ

駅前には町の案内板設置



3月22日、阿久比駅前に町の案内板を設置しました。縦2.2メートル、横2.4メートルの大きさの案内板で、片面には町の地図の中に主な名所などを描き、もう一方には阿久比の四季を紹介して、町外から訪れた方に一目で阿久比を知ってもらえるように仕上げました。

交番移転と案内板設置により町の玄関口阿久比駅前が華やかになりました。

ご寄付ありがとうございました

阿久比町商工会様と阿久比ライオンズクラブ様から町の案内板設置費用にとそれぞれ50万円ご寄付いただきました。

家康の母、於大の方が始めた「おせんぼ」



涅槃図が飾られ法会が行われている本堂

3月16日、洞雲院(大字卯坂)で「おせんぼ」(観音懺摩法会)が行われました。

「おせんぼ」は徳川家康の母於大の方が「戦国の女性の哀しみが二度とおきないように」と、洞雲院で祈願したのが始まりだと言われています。

この日は町指定文化財の涅槃図が本堂に飾られ、約40人の地元の人たちで会が営まれました。

「昔ながらの行事を後世に伝えていくことは大切なことだと思います」と参加者が話していました。

阿久比産の大豆でみそ造り



みそ造りの指導を受ける参加者

3月8日、手づくりみそ講習会が中央公民館本館の調理室で行われました。

この日は、あぐいらしの会の指導で40人の参加者が地元産の大豆を使い、みそ造りを体験しました。

一晩水につけた大豆を、指でつぶれるくらいに煮てからミキサーで細かくした後、米麹などを混ぜて仕込みをしました。

9月上旬ころがちょうど食べごろに仕上がるそうです。「自分で造ったみそが出来上がるのが楽しみです」と参加者が話していました。

もちの木園などの施設に 指定管理者制度を導入

地方自治法の改正により「公の施設」の管理運営を民間の事業者やその他の団体に任せられるようになりました。阿久比町では四月一日から心身障害者小規模授産所（もちの木園）をはじめ八施設に指定管理者制度を導入します。

町行政改革の一環としてもこの制度を導入することにより、民間の力を活用し、住民サービスを向上させ、経費の節減などを図っていきます。

指定管理者制度とは

公の施設の管理運営を広く民間の事業者や団体にも任せられることができる制度です。

これまで町の所有する公の施設は、直営または公共的団体に管理委託して運営してきました。

地方自治法の改正により、公の施設の管理運営を町に代わって民間の事業者やその他の団体が行えるようになりました。

施設の管理運営を任せる事業者などのことを「指定管理者」と呼びます。この指定管理者は、町が指定して議会の議決を得ます。

指定管理者制度の導入に向けて

町では民間の力を活用して、町民によりきめ細やかなサービスの提供

が行えるように、指定管理者制度を導入することにしました。

平成十七年十二月に「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を定め、十二月・平成十八年三月に「各公の施設の設置及び管理に関する条例」を改正して、幅広い団体が施設の管理・運営を行えるように整備しました。

4月1日からスタート

四月一日から、心身障害者小規模授産所（もちの木園）、老人憩の家（阿久比・福住・高岡・萩・卯之山・宮津団地・草木）に、指定管理者制度を導入します。

これらの施設は、今までの管理委託制度で培った経験を活かしてもらい、施設を利用される方にとって、より使いやすい施設運営をしてもら

指定管理者による管理運営が始まる施設



- 施設名：心身障害者小規模授産所（もちの木園）
所在地：大字卯坂字下同志鐘40・3
☎48・3885）
担当課：住民福祉課
☎48・1111内線226）
指定管理者：社会福祉法人
阿久比町社会福祉協議会

- 施設名：阿久比老人憩の家
所在地：大字阿久比字北下川49・3
☎48・3536）
- 施設名：福住老人憩の家
所在地：大字福住字平野4・1
☎48・6851）
- 施設名：高岡老人憩の家
所在地：大字矢高字三ノ山高9・1
☎48・6850）
- 施設名：萩老人憩の家
所在地：大字萩字首根7・18
☎48・3538）
- 施設名：卯之山老人憩の家
所在地：大字卯坂字北ノ浦58・1
☎48・3547）
- 施設名：宮津団地老人憩の家
所在地：大字宮津字小廻間1・47
☎48・1699）
- 施設名：草木老人憩の家
所在地：大字草木字平井堀35・1
☎48・2539）
担当課：保険課
☎48・1111内線228）
指定管理者：各大字・自治会

うため、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会、各大字・自治会に施設の管理をお願いしました。（指定期間は平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで）
公の施設をより効率・効果的に使用してもらうため、指定管理者希望

者に施設管理方法を提案してもらい、来年度以降も随時この制度を取り入れて施設の管理運営を行っていきます。
☎48）1111（内230）へ
詳細は担当課または総務課
問い合わせてください。

改正 介護保険制度

問い合わせ先 保険課 (48)1111(内228)

今回は介護保険制度の見直しで、介護保険料を算定するために予測される町の高齢者の将来推計を紹介いたします。

推計人口

平成十二年から十六年の住民基本台帳の人口を基本に人口を推計しました。

平成二十年までの総人口は二万五千三十四人と推計されます。六十五歳以上の高齢者は平成十六年の四千四百五十九人から平成二十年には五千三百四十人と推計され高齢化率は二二・二三パーセントと予測されます。

表：人口推計

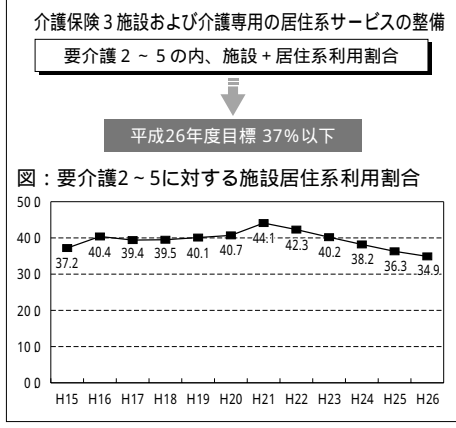
	平成16年実績	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	24,673	24,775	24,870	24,957	25,034
40～64歳	8,777	8,669	8,562	8,461	8,397
前期高齢者	2,709	2,843	2,903	3,038	3,112
後高齢者	1,750	1,849	1,968	2,073	2,202
高齢者口	4,459	4,692	4,871	5,111	5,314
高齢化率	18.07%	18.94%	19.59%	20.48%	21.23%
前期高齢者：65歳～74歳					
後期高齢者：75歳以上					

表：要介護度別認定者数および要介護認定率の推計

	自然体推計				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
合計	610	663	710	760	1,019
要支援	88	99	109	118	168
要介護1	162	172	180	190	243
要介護2	96	103	109	116	153
要介護3	99	112	123	134	191
要介護4	69	73	76	81	103
要介護5	97	105	113	120	161
要介護認定率	13.0%	13.6%	13.9%	14.3%	15.6%

	介護予防効果後推計				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
合計	610	663	693	725	941
要支援1	88	99	108	113	148
要支援2		0	145	146	172
要介護1	162	171	35	37	47
要介護2	96	103	93	93	118
要介護3	99	112	123	134	191
要介護4	69	73	76	81	103
要介護5	97	105	113	120	161
要介護認定率	13.0%	13.6%	13.6%	13.6%	14.4%

要介護認定者数の推計
 平成十二年四月から平成十四年六月までの認定率をもとに、前期高齢者(六十五歳～七十四歳)、後期高齢者(七十五歳以上)ごとに、平成十七年度から二十六年までの認定率と認定者数を推計しました。
 要介護認定者数の推移をみると、計画の目標年度となる平成二十年では介護予防を行わない場合の自然体の認定者数は七百六十人、介護予防効果後の推計では七百二十五人となることが推測されます。



サービスの利用者数の推計
 今回の介護保険制度の見直しでは、二〇一五年(平成二十七年)の高齢者介護の姿を年頭に置き、平成二十六年に介護保険施設などの目標値を次のように示しています。

表：施設サービス利用者数の推計

区分	利用者合計	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
平成16年度実績	120	65	51	4
平成17年度	127	72	51	4
平成18年度	140	81	54	5
平成19年度	148	87	55	6
平成20年度	156	94	56	6

端数処理の関係で計は一致しない場合があります。

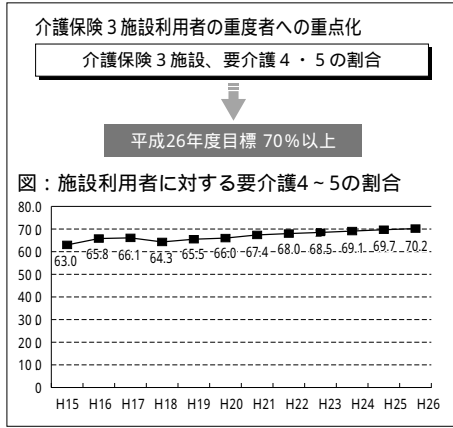
サービス利用者数の推計
 施設サービス利用者数の推計
 施設サービス利用者数の推計をみると、平成二十年度では百五十六人となるものが推測されます。

サービス必要量の推計と保険料額を
 次回介護保険制度改正に伴う、

表：居宅サービス利用者数の推計

区分	平成16年実績	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
居宅サービス利用者数	440	484	522	545	568
標準居宅サービス利用者	428	469	507	524	546
認知症対応型共同生活介護	10	12	12	17	18
特定施設入所者生活介護	2	3	3	4	4

居宅サービス利用者数の推計
 居宅サービス利用者数の推計をみると、平成二十年度では五百六十八人となるものが推測されます。



安全 **で** **住み** **よい** **まち** **づくり**

ニュース

防災交通課
(内208)

防災への意識改革 35

地域コミュニティ活動と 自主防災組織

地域の安全に対する関心が高まり、住みよい地域社会を目指して連帯感のあるコミュニティ活動が広がっています。



植地区防犯パトロール出発式(3月16日)で南部小学校児童に見送られるパトロール参加者

各地区の代表、ボランティア団体、民間企業などで実施されている「防犯パトロール」「児童見守り隊」などは、「住みよい地域をつくる」というコミュニティ活動の基本であり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災の連帯意識がなければできません。

このように平時からの人々の交流を通じて、地域の安全や防災に対する関心や意識の高まり、自主防災活動が活発化していくことが理想です。

新年度を迎えて、各地域の自主防災組織も再編されることが多いと思います。地震など自然災害に対する自主防災の育成は、継続的な計画性を持って行うことが重要です。しかし、現実問題として、自治会が母体となっていることで、防災活動は自治会活動の一環となり、他のレクリエーション行事に比べ、地味な活動になりがちです。

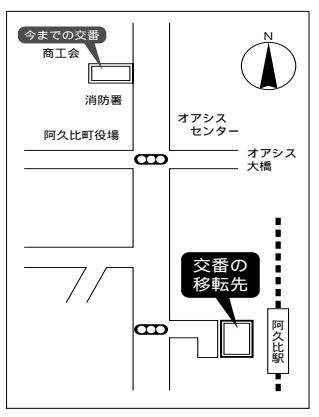
必ずしも、住民の自発的動機による活動が多くないため、活動に対する住民の関心が低く、組織自体が形

骸化してしまうことも事実です。良いコミュニティづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みよい地域をつくります。地域住民や地元消防団、PTA、事業所などのさまざまな組織と連携することが重要です。

防災交通課と半田消防署阿久比支署では、今後も各種防災研修会を実施し、地域防災力の向上を図っていきます。

阿久比交番移転

阿久比交番が名鉄阿久比駅前に移転(三月六日)しました。問い合わせ先
☎(21)0110(内516)



新築された阿久比交番



整列する消防団員

三月十二日、阿久比町消防団観閲式が中央公民館南館ホールで行われました。

町民の生命と財産を守る使命を持った消防団員のりりしい姿を来賓の前で披露しました。

また、次の皆さんが優良消防団員として表彰されました。(敬称略)

- 半田警察署管内消防警察協議会
- 長表彰 新美和弘(第一分団班長)
 - 竹内靖博(第三分団副分団長)
 - 竹内孝介(同部長)
 - 花井宏明(第四分団同)
 - 瀧塚敦司(第五分団同)
 - 新美克仁(同団員)
 - 阿久比町長表彰 永井宏享(第一分団団員)
 - 石川義高(第二分団班長)
 - 知崎守真(第三分団団員)
 - 蟹江宏治(第四分団同)
 - 瀧塚裕之(第五分団同)
 - 阿久比町消防団長表彰 小野貴嗣(第一分団団員)
 - 中里良人(同)
 - 榊原伸洋(第二分団団員)
 - 田中誠(同)
 - 田中裕史(第三分団団員)
 - 皆川和樹(同)
 - 蟹江康史(第四分団団員)
 - 榊原善成(同)
 - 近藤亮(第五分団団員)
 - 本美広平(同)

交通ルールを守り

事故ゼロの町を目指して

春の交通安全 県民運動 (全国一斉)

4月6日(木)~
4月15日(土)

新入学(園)した元気な子どもたちや新入社員のリフレッシュな姿をたくさん見かける時期となりました。不慣れな環境の中で、交通事故に巻き込まれることが心配されます。そこでこの時期、新入学(園)児などに交通ルールやマナーを教えたり、再確認させることを目的に交通安全教育を推進します。高齢者の交通事故が多発しています。こうした現状も踏まえ、重点的な交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

町民の皆さん一人ひとりも交通安全に対する意識を高めていただき、交通事故の防止に努めてください。

重点目標

子どもや高齢者を交通事故から守ろう

- 家庭では
- 自宅付近の危険箇所を子どもや高齢者に具体的に示し、交通安全について話し合いの機会をもつ。
- 運転者は
- 道路横断中や自転車利用中の子どもや高齢者を見かけたら、スピードを落とし、十分に注意する。
- 高齢運転標識を表示した車には思いやり運転に心がける。

自転車の安全利用を進めよう

- 家庭では
- 利用する自転車の安全点検と整備を家庭ぐるみで行う。(TSMマークの推奨)
- 自転車運転者にも賠償責任がかかる場合があることを話し合い、安全利用へ意識を高める。
- 運転者は
- タイヤ、ブレーキ、ライト、反射器などを使用前に点検する。

- 指定された場所に駐輪する。
- 交通ルールを守り、歩道などを通行するときには歩行者を優先する。

シートベルト・チャイルドシートを正しくつけよう

- 家庭では
- チャイルドシートの特性をよく理解し、正しい使用を心がける。
- シートベルトの確実な着用をお互いに注意する。
- 運転者は
- 助手席や後部座席の同乗者へもシートベルトやチャイルドシートの着用を徹底させる。

飲酒運転を追放しよう

- 家庭では
- 飲酒の予定がある日の外出は、帰宅の方法について話し合っておく。
- 花見などの春の行楽の行き帰り無理のない計画を立て、運転手には絶対に飲酒をさせない。
- 運転者は
- 飲酒を伴う会合や行楽にはマイカーを使用しない。

反射タスキを防災交通課で無料配布しています。
問い合わせ先 防災交通課
☎(48)1111(内208)

阿久比町交通事故発生状況 《平成18年1月～2月末》

区分	件数			人数		
	18年	17年	増減	18年	17年	増減
死亡	0	1	-1	0	1	-1
重傷	1	0	+1	1	0	+1
軽傷	32	25	+7	37	29	+8
合計	33	26	+7	38	30	+8



阿久比町文化協会40周年

「はた織りの部屋」OPEN



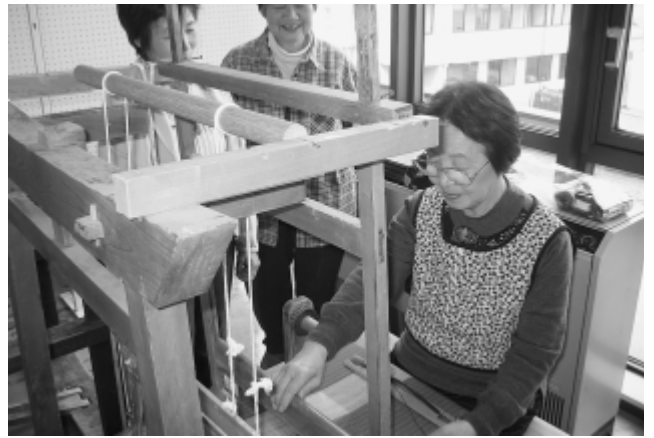
平成17年7月13日、愛知万博会場で踊りを披露する協会員

昭和41年1月13日に誕生した文化協会が設立40年を迎えました。

当初は9団体でスタートした文化協会でしたが、現在32団体、会員数約630人の協会へと成長しました。

今年度は40周年を記念した文協まつりや体験教室など文化に触れ、親しんでもらうためのイベントなどを計画しています。

「何かが変わる今年の文化協会」に注目してください。



日 時 毎週土曜日・日曜日 午前10時～午後3時
 場 所 中央公民館2階206号室
 講 師 あぐいくらしの会
 申し込み・問い合わせ先
 社会教育課公民館係 ☎(48)111(内260)

高齢者には「懐かしい」、若い人には「新しい」「はた織り体験」ができる部屋がオープンしました。

毎週土曜日・日曜日は体験教室を開催しますのでぜひ体験してみてください。1人1時間程度で最初はコースターなどを作ります。

電話または窓口で予約を受け付けます。

4月8日(土)、9日(日)

萩地区で萩大山車
(平成2年10月1日指定)
の引き回しが行われます。



4月9日(日)

高岡地区の天満社で高岡獅子館
(平成7年1月4日指定)
の披露が行われます。



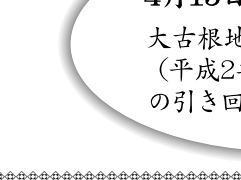
4月15日(土)、16日(日)

宮津地区で宮津北組山車と
南社山車(共に平成2年10月1日指定)
の引き回しが行われます。



4月15日(土)、16日(日)

大古根地区で八幡社山車
(平成2年10月1日指定)
の引き回しが行われます。



4月22日(土)、23日(日)

横松地区で横社山車
(平成4年2月17日指定)
の引き回しが行われます。



春祭り

町指定文化財ををご覧ください

問い合わせ先 社会教育課
☎(48)1111(内262)

シリーズ

阿久比を歩く ㊥



あぐいぶらり旅 村絵図を歩く(宮津村)



谷性寺に咲く梅の花

最近、広報の取材先で皆さんから、「ぶらり旅読んでますよ」と声を掛けられるようになった。うれしい限りだ。今回は宮津村絵図を見ながら歩いた。



宮津村絵図(阿久比町誌資料編1村絵図解説書から)

萩村境から北へ向かって歩き始める。周りは雑木林で囲まれている。舗装されていない道にはどこからか水がわいているのか水分を含んで湿っている。やがて谷性寺が見えてきた。

村絵図には谷性寺横には、はつきりと太い線で道がある。現在もほぼ変わりなく道が続いている。道の突き当たりで左に曲がり、西へ行く。光西寺を横切る。この辺りには、見上げるほどの黒い板壁の家屋が見られ、古い町並みの景観が残されている。

北組山車蔵の前に庚申堂がある。村絵図にも庚申とある。厨子に納められた木造「青面金剛」が安置されていたらしいが盗難に遭い今はない。堂をのぞくと写真が飾られている。蟹田川にたどり着く。阿久比川に向かって川沿いを歩く。鳥たちが飛んでいる。えさとなる虫たちが冬眠から覚めて動き始めたのだろうか。北の方角には区画整理が進み、新しい家が少しずつ建ち始めている。何年か後には、現在とは全く違った姿になるだろう。変わりゆく風景を目に焼き付け今回のぶらり旅を終えることにする。

友人と二人だけで寂しいぶらり旅。猫の子一匹にも会わないとはこのことを言うのだろうかと言談を言っていた矢先、丸々と肥えた猫が目の前に現れた。(うわさをすれば影。)



宮津の「メインストリート」

平成18年度 東部知多衛生組合一般会計予算

2市2町（阿久比町、大府市、豊明市、東浦町）で構成している東部知多衛生組合の平成18年度一般会計予算は、次のとおりです。

なお、阿久比町の平成18年度負担金は、1億9,481万3,000円です。

問い合わせ先 東部知多衛生組合 ☎0562-46-8855

（一般会計）

歳入 (単位：円)	
科目	金額
分担金及び負担金	17億1,224万3,000
使用料及び手数料	2億4,071万
財産収入	1,812万7,000
繰越金	1,000万
諸収入	169万9,000
歳入合計	19億8,277万9,000

歳出 (単位：円)	
科目	金額
議会費	67万4,000
総務費	6,359万3,000
衛生費	13億3,382万9,000
公債費	5億7,468万3,000
予備費	1,000万
歳出合計	19億8,277万9,000

4月1日から、し尿汲み取り日が変わります

汲み取り予定日	汲み取り地区	汲み取り予定日	汲み取り地区
第1月・火・水曜日	阿久比・棕岡・矢口 高岡・植・大古根	第1木・金曜日	草木
第2月・火・水曜日	板山・福住・白沢 坂部・卯之山	第2木・金曜日	横松・萩・宮津
第3月・火・水曜日	阿久比・棕岡・矢口 高岡・植・大古根	第3木・金曜日	草木
第4月・火・水曜日	板山・福住・白沢 坂部・卯之山・阿久比団地	第4木・金曜日	横松・萩・宮津

4月1日から、上記のとおりし尿汲み取り日を変更します。予定日のいずれかの日に伺います。汲み取り予定日を確認して、し尿汲み取りの申し込みをしてください。

**し尿汲み取りには、
し尿汲取券が必要です**

し尿汲取券は、阿久比町し尿券取扱所で購入してください。
汲み取り予定日までに、し尿汲取券の印欄に申込者の印を押した券をあらかじめ準備し、汲み取り作業終了後、汲み取り業者（町委託業者）へ渡してください。
し尿汲取券がない場合、汲み取りをしない場合があります。
し尿汲み取りは、現金での支払いはできません。必ずし尿汲取券を購入してください。

し尿汲み取りの申し込み方

し尿汲み取りの申し込みは、阿久比町し尿券取扱所へ申し込んでください。

し尿汲み取りの申し込みは、汲み取りを希望する予定日の二日前までにしてください。

汲み取り予定日には、必ずし尿汲取券と清掃用の水（バケツ二つ三杯）を用意し、汲み取り口と通路は作業のしやすいように整理・整頓をしてください。

冠婚葬祭や雨水が入るなど急に汲み取りが必要となったときは、直接環境衛生課へ申し込みください。

問い合わせ先 環境衛生課
☎(48)1111 (内317)

飼い犬は登録を

年に一度は狂犬病

予防注射を受けてください



飼い犬は必ず登録（一生涯一回）し、年に一回の予防注射を受けることが、狂犬病予防法により定められています。

登録済みの飼い犬は、予防注射のみ受けてください。

未登録の犬や、新たに犬を（生後九十一日以上）飼い始めた方は、登録と予防注射を受けてください。

料 金

- ・ 登録料金一匹につき三千円です。
- ・ 予防注射料金一匹につき三千三百円です。
- ・ 新規登録と予防注射の場合は、一匹につき六千三百円です。

登録・注射会場に出かけられない場合は、必ず獣医院で予防注射を受けてください。

こんなときは届け出が必要です

- ・ 飼い犬が死亡したとき。
- ・ 飼い犬、飼い主の住所地が変わったとき。
- ・ 飼い主が変わったとき。

登録・注射会場に出かけるときは

- ・ 首輪が抜けないように十分注意してください。
 - ・ 犬の鑑札、予防注射票は必ず首輪につけてください。
 - ・ 予防注射通知書が届いている場合は、必ず持参してください。
 - ・ 獣医院で受ける場合も、予防注射通知書を持参してください。
- 環境衛生課
問い合わせ先
☎(48)1111 (内317)

登録と予防注射の日程

期 日	受付時間	実施会場	期 日	受付時間	実施会場
4月17日(月)	9:30～10:00	横松公民館	4月18日(火)	9:30～10:20	高根台集会所
	10:10～10:50	宮津公民館		10:30～11:00	日生コーポ原前
	11:00～11:50	宮津山田集会所		11:10～11:40	白沢台中央公園
	13:00～13:30	阿久比団地内公園		13:00～13:30	白沢公会堂
	13:40～14:10	福住老人憩の家		14:00～15:10	草木公民館
4月19日(水)	14:20～15:00	板山公民館	4月19日(水)	10:00～10:50	図書館駐車場
				11:00～11:40	矢口公民館
				13:00～13:50	植公民館
				14:00～14:30	大古根公民館
				14:40～15:10	保健センター
			5月18日(木)	9:30～10:00	萩老人憩の家
		10:10～10:50		宮津山田集会所	
		11:00～11:40		福住園高台東公園	
		13:00～13:30		高根台集会所	
		13:40～14:10		白沢区民館	
			5月19日(金)	14:20～15:00	草木公民館
		10:00～10:30		図書館駐車場	
		10:40～11:10		丸山公園武道場	
		11:20～11:40		高岡老人憩の家	
		13:00～13:40		植公民館	
				13:50～14:20	保健センター

生ごみ処理機・ 容器の購入費に 補助金を交付します

家庭の台所などから排出する生ごみの減量化と有効利用を図るため、生ごみの堆肥化装置の購入費に対し、補助金を交付します。

対 象

生ごみ堆肥化装置（容器・処理機）補助対象者など
阿久比町在住の方で、一世帯につき容器と処理機それぞれ一回限りです。容器については、一回に二基まで対象となります。

補助金の額

容器・処理機とも購入金額の二分の一。ただし、容器については千円、処理機については二万円を限度とします。

申請方法

購入予定の方には、環境衛生課窓口（保健センター一階）で申請書を配布します。申請書の裏面に販売店で販売証明をもらい、領収書を添付して申請してください。補助金の交付は、口座振替となりますので、請求書に所定の事項を記入してください。（申請の際には、印鑑と口座番号のわかるものを持参してください。）

問い合わせ先

環境衛生課
☎(48)1111 (内317)

下水道を使用して

快適な生活を

町では、清潔で快適な暮らしの推進と環境整備のため、公共下水道事業を計画的に行い、すでに東部、植大、高根台、椋岡、阿久比、卯之山坂部、白沢南処理分区で供用開始をしています。

平成十八年三月三十一日から新たに、白沢北処理分区が供用開始となりました。

供用開始地区の皆さんには、公共下水道事業に対し理解と協力をお願いします。

排水設備工事は指定工事店で

下水道指定工事店とは、下水道に関する法律や条例の基準にあつた排水設備工事を施行するために必要な技術を習得して、工事に必要な手続きを皆さんに代わって行うことのできる、町が指定した業者です。

スムーズに排水設備工事を行うために、下水道指定工事店制度を採用しています。

排水設備工事を行う際は、必ず指定工事店に申し込んでください。

問い合わせ先

上下水道課 ☎(48)1111

(内350・351・352)

阿久比町下水道指定工事店

指定工事店名	営業所所在地	電話番号(連絡先)	指定工事店名	営業所所在地	電話番号(連絡先)
竹徳設備工業所	阿久比町大字草木字膝ケ根48番地	0569-48-7671	榎加藤建設知多営業所	阿久比町大字横松字宮前73番地の1	0569-48-0593
(株)岡戸組	阿久比町大字白沢字二反ノ田39番地の1	0569-48-1981	さくら設備	半田市乙川西ノ宮町1丁目15番地の1	0569-23-1851
沢田設備	阿久比町大字板山字平成59番地	0569-48-2407	(有)中川設備工業所	東浦町大字緒川字西釜池5番地の15	0562-34-9232
トーエイ(株)	阿久比町大字横松字月見ケ丘10番地	0562-83-3880	松川設備工業(株)	半田市協和町2丁目115番地	0569-21-5087
山本粘土建設(株)	半田市板山町15丁目168番地	0569-27-5863	(株)富士総合設備事務所	半田市岩滑中町4丁目125番地の4	0569-22-3282
日道工業(株)	阿久比町大字矢高字五反田16番地の1	0569-48-1456	(株)オームラ組	東海市高横須賀町新田36番地の8	0562-32-1464
早川水道(株)	阿久比町大字植大字大野崎31番地の1	0569-48-0201	大浜燃料株式会社	碧南市港本町4番地21	0566-41-2666
菊水建設(株)	阿久比町大字卯坂字梅ケ丘150番地	0569-48-5314	(有)片桐浴槽店	半田市宮本町3丁目208番地の1	0569-23-6280
(株)アグメント	阿久比町大字草木字末広22番地	0569-48-3594	知多設備(株)	半田市彦洲町1丁目228番地3	0569-22-1199
(株)倉建	阿久比町大字草木字中郷82番地	0569-48-0500	(有)秀建	東海市大田町上浜町61番地の4	0562-33-9017
(有)アドバンス	阿久比町大字草木字栄13番地	0569-47-0900	丸セ伊藤水道	知多市原2丁目10番地21	0562-34-9221
(有)浪岡設備	阿久比町大字横松字前田15番地の1	0569-48-1625	ダイエー設備	半田市大高町3丁目101番地の26	0569-28-5890
(株)佐藤実業	知多市岡田字海渡66番地	0562-55-3231	(有)ナカノ	常滑市古場町2丁目35番地	0569-35-6660
(株)キクテック	阿久比町大字卯坂字梅ケ丘150番地	0569-48-1147	三和(株)	半田市亀崎町9丁目123番地の8	0569-28-2464
(有)山本水道設備	阿久比町大字板山字比沙田57番地	0569-48-0797	ダイスイ設備(株)	名古屋市熱田区古新町2丁目73番地の2	052-681-6019
黒木水道設備	東浦町大字石浜字平鳥53番地の2	0562-84-0990	カツヤマ建設(株)	阿久比町大字宮津字堂道12番地	0569-48-0815
(有)丸竹鉄工所	阿久比町大字植大字東山ノ手6番地の1	0569-48-0135	(有)サンセイ建設	半田市西大矢知町4丁目105番地	0569-28-6757
(株)山本工事	阿久比町大字植大字大野崎28番地の8	0569-48-2529	(株)板倉設備	東海市養父町里中9番地の1	0562-33-2383
(株)マルヤマ	阿久比町大字草木字伯父ケ脇5番地	0569-48-0927	中西設備	東海市荒尾町藤左エ門起1の1	052-524-3334
ウイングマルヤマ	阿久比町大字草木字栄86番地	0569-48-0398	サカイ技研(株)	小牧市大字三ッ淵字東播州1635番地	0568-74-4705
(株)阿知波設備	知多市梅が丘1丁目18番地	0562-55-2569	(株)三学エンジニア	名古屋市名東区一社3丁目97番地の1	052-782-2260
コスモ水道設備(有)	半田市横川町2丁目67番地	0569-28-6057	(有)菅野設備工業	常滑市蒲池町5丁目10番地の1	0569-43-8332
トーシン	半田市岩滑中町5丁目124番地	0569-26-1531	(有)セイワ設備工業	東浦町大字生路字西畑13番地の1	0562-84-4807
岡田建設	東海市加木屋町泡池11 - 131	0562-34-1634	(有)東海維持管理興業	半田市瑞穂町5丁目5番21	0569-32-3318
阿南設備	知多市つつじが丘3丁目15番地の3	0562-56-2806	本部住宅機器株式会社	半田市宮本町3丁目211番地の11	0569-21-7294
(有)竹内設備工業	半田市花園町2丁目12番地の23	0569-23-2640	(有)愛知テクノス	半田市向山町2丁目25番地	0569-26-2226
(株)たつみ	知多市南巽が丘2丁目193番地	0562-34-9203	協立設備工業株式会社	名古屋市千種区高見1丁目18番9号	052-751-2004
武一(株)	東海市加木屋町石田1番地の2	0562-33-2111	(有)トービックス	半田市亀崎町4丁目193番地	0569-29-2267
(有)東丘	阿久比町大字草木字峯畑63番地	0569-48-5264	双伸工業(株)	名古屋市中西区横前町81番地	052-412-4221
日星設備(株)	半田市南大矢知町2丁目46番地の24	0569-28-4141	東浦土建(株)	東浦町大字藤江字柳牛28番地の1	0562-83-4184
(有)加藤建設	武豊町字沓町田119番地の1	0569-27-7838	(有)知多ホーム	常滑市鯉江本町5丁目140番地 名鉄常滑ビル401号室	0569-34-8187
(有)早川ポンプ店	常滑市大野町5丁目17番地	0569-42-0575	(有)愛地エンジニアリング	東海市高横須賀町5丁目114番地	0562-33-8518
瑛特土木(株)	阿久比町大字卯坂字小谷130番地	0569-48-3401	(株)稲熊水道	名古屋市太白区植田西2丁目407番地	052-801-1387
(株)日東土木	東海市中央町5丁目24番地	052-603-2501	(株)光栄設備	大府市共西町7丁目360番地	0562-48-3344

お知らせ

阿久比町 障害者 計画策定委員会委員を募集

障害者が安心して暮らすことのできる地域社会形成の指針「阿久比町障害者計画」を改定するにあたり、広く町民の意見を求めるために、障害者計画策定委員を募集します。

内容
年六回程度の策定委員会で、町が示す障害者計画に定めようとする事柄に関する意見を求めます。

募集人員 一人
応募資格
町内在住の満二十歳以上の方で、障害者福祉に関心を持ち、熱意のある方。

公募以外の委員も含め、原則として同一団体などからの委員は一人とします。
任期
委嘱日から平成十九年三月三十一日まで

町外へ転出、職務が遂行できなくなったとき、辞任を申し出た場合は委員の資格を失います。
応募方法
四月二十八日(金)までに応募用紙に 住所 氏名 年齢 性別 職業 加入団体など 応募の動機(四百字程度)を記載し、役場住民福祉課窓口にて持参していただくか、メール・郵送(当日消印有効)で申し込んでください。(提出のあった応募用紙などは返却しません。)

応募用紙は住民福祉課で配布します。町ホームページにも掲載します。

申し込み・問い合わせ先
住民福祉課社会福祉係
☎(48)1111 (内226)
〒470 2292
阿久比町大字卯坂字殿越五〇
メールアドレス
jumin@town.agui.gijp

木造住宅の無料耐震診断を引き続き行います

町では、専門家による木造住宅の耐震診断(無料)を行います。内容は次のとおりです。
診断を行う条件
昭和五十六年五月三十一日以前に建築(着工)した木造住宅(二階建て以下)であること。
日常生活を送っている住宅であること。

その住宅の所有者で、「専門家耐震診断申請書」の自己診断欄で自己診断を行っていること。
申請に必要な書類
専門家耐震診断申請書(提出用)
実施棟数 百棟予定

(申請受付順。第一次締め切り四月末、第二次締め切り九月末、以降の申請は平成十九年度実施となります)
実施期間 六月から十二月予定
この診断事業は、今後五年間引き続き実施する予定です。

「専門家耐震診断申請書」は建設課に用意してあります。問い合わせ先
建設課
☎(48)1111 (内288)

自衛官を募集します

自衛官を次のとおり募集します。

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
幹部候補生 一般・技術 歯科・薬剤	平成19年4月1日現在、20歳以上26歳未満の方(22歳未満は大卒(見込含))、大学院修士学位取得者(海上技術幹部候補生志願者は、理工学修士学位取得者に限る)及び自衛官は28歳未満	4月1日～5月12日	1次 5月20・21日 (21日は飛行要員のみ) 2次 6月20日～22日のうち指定する1日 3次 7月20日～7月31日 (海上・航空自衛隊の飛行要員のみ)
	平成19年4月1日現在、専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の方(薬剤は26歳未満の方(薬学修士学位取得者は28歳未満))		1次 5月20日 2次 6月20日～22日のうち指定する1日
2等 陸海空士 (男子)	18歳以上27歳未満の方	年間を通じて行ってまいります。	5月中旬予定

問い合わせ先
半田募集事務所 ☎(21)0004
<http://www.aichi.plojda.go.jp>

今月の納税など

固定資産税 全・1期分
都市計画税 全・1期分
納期限は5月1日(月)です

小廻間地区計画原案の再縦覧を行います

説明会と前回縦覧での土地所有者などの意見を反映させるために、新たな小廻間地区計画(町決定)の原案の縦覧を次のとおり行います。

この原案について、区域内の土地所有者および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに町に意見書を提出することができます。

縦覧期間
四月三日(月)～四月十七日(月)
午前八時半～午後五時(土曜・日曜日、祝日を除く)
縦覧場所
阿久比町役場建設部建設課
問い合わせ先
建設課 ☎(48)1111
(内288)

アグビーを有効に 活用してください

阿久比町のマスコットキャラクター



アグビー

平成15年に開催した「ほたるサミットあぐい」のキャラクターイラストとして作成された、ホタル飛びかう住みよい環境づくりを進める阿久比町のマスコットキャラクター「アグビー」を、町のPRのため広く皆さんに有効活用してもらうこととしました。

使用には町の承認手続きが必要となりますので、ご了承ください。

問い合わせ先 企画財政課 ☎(48)1111(内204)

メールアドレス kikaku@town.agui.lg.jp

阿久比町
マスコットキャラクター



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。
ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
歴史と伝統を守り、教養を高めます。
スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
ボランティア活動に、すすんで参加します。

人口と世帯



世帯数	8,027 (36)	2月中の異動
人口	24,835人(12)	出生 10 転入 93
男	12,321人(18)	死亡 14 転出 77
女	12,514人(6)	
()は前月との増減数 平成18年3月1日現在		